

選手の移籍について

①U12 カテゴリー移籍運用細則(移籍の定義)

第3条

「U12 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録する事を移籍とする。」

→年度代わりにおいても移籍となります。

- ・「U12 カテゴリー登録運用細則」に基づくこと。
- ・移籍の条件 次の1,2,3,にあげる「特別な事情」があれば認められる。
 - 1, 転居
 - 2, 人間関係等のトラブル
 - 3, その他
- ・チームの完全な解散の場合は、解散を理由に原則移籍が認められる。

②移籍手続きについて (注意事項)

- ・ホームページに掲載しています「U12 カテゴリー移籍手続きガイド」を参照して手続きを進めてください。
- ・移籍を希望する選手の保護者が「申請者」として手続きを行ってください。
- ・申請者は「移籍申請書(全て記入・捺印されたもの)」のデータを移籍先チームの登録責任者に提出する。
- ・移籍先チームの登録責任者が TeamJBA「メンバー代理登録申請」により登録をしていきます。

その際「提出ファイル」に対象者の「移籍申請書」を添付するようになります。

「移籍申請書」を県協会に直接送付することはなくなりました。
- ・移籍申請書の写しを地区事務局にも送って報告してください。
- ・移籍した選手は大会要項等で出場を制限される場合があります。